

議案第 1 号

野田市教育支援委員会委員の委嘱について

野田市教育支援委員会条例（平成16年野田市条例第27号）第3条第2項の規定により、次の者を野田市教育支援委員会委員に委嘱する。

令和4年9月28日提出

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

氏 名	備 考
おかだ かずよし 岡田 一芳	医師（岡田小児科院長）
こいけ たけし 小池 健	医師（江戸川病院長）
ながせ だい 永瀬 大	医師（ながせ耳鼻咽喉科院長）
つのだ としお 角田 敏雄	小学校長及び中学校長 （野田市立東部小学校長）
よこかわ とおる 横川 徹	小学校長及び中学校長 （野田市立東部中学校長）
まつもと いわお 松本 巖	小学校長及び中学校長 （千葉県立野田特別支援学校長）
うちだ みつえ 内田 光恵	小学校長及び中学校長 （野田市立野田幼稚園長）
すずき もえこ 鈴木 萌子	教諭及び養護教諭 （野田市立関宿小学校教諭）
しのづか けいた 篠塚 啓太	教諭及び養護教諭 （野田市立木間ヶ瀬中学校教諭）
なかむら こうこ 中村 公子	教諭及び養護教諭 （野田市立北部中学校養護教諭）
いまむら すみこ 今村 素美子	教諭及び養護教諭 （千葉県立野田特別支援学校教諭）

すぎはら としゆき 杉原 俊行	関係行政機関の職員 (柏児童相談所診断指導課長)
きんじょう かずこ 金城 和子	福祉関係団体の職員 (のだネットコーディネーター)

令和4年10月1日付委嘱

令和6年9月30日満了

提案理由

野田市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱しようとするものである。

○ 野田市教育支援委員会条例 抜粋

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 小学校長及び中学校長
- (3) 教諭及び養護教諭
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 健康子ども部の職員
- (6) 教育委員会事務局の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

○野田市教育支援委員会委員名簿

氏 名	備 考	
岡田 一芳	岡田小児科院長	再任
小池 健	江戸川病院長	再任
永瀬 大	ながせ耳鼻咽喉科院長	再任
角田 敏雄	野田市立東部小学校長	再任
横川 徹	野田市立東部中学校長	再任
松本 巖	千葉県立野田特別支援学校長	再任
内田 光恵	野田市立野田幼稚園長	再任
鈴木 萌子	野田市立関宿小学校教諭	新任
篠塚 啓太	野田市立木間ヶ瀬中学校教諭	新任
中村 公子	野田市立北部中学校養護教諭	新任
今村 素美子	千葉県立野田特別支援学校教諭	再任
杉原 俊行	柏児童相談所診断指導課長	再任
金城 和子	中核地域生活支援センターのだネット 施設長	再任
秋鹿 弥由紀	保健センター長補佐兼子どもの発達相 談室長	再任
土屋 孝之	学校教育部長	再任

任期：令和4年10月1日から令和6年9月30日